

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成30年度第3回津市入札等監視委員会
2 開催日時	平成30年11月9日(金) 午後2時から午後3時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、伊藤庄吉、岡島賢治、前川準一 (事務局) 副市長 益野明弘 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約担当参事(兼)公共工事総合評価担当参事・調達契約課長 家城 覚 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 井原崇視 営繕課長 鳥井宏孝 津北工事事務所長 竹村広己
5 内容	(1) 委員長の選任 (2) 委員長職務代理者の指名 (3) 入札・契約に関する報告について ア 入札及び契約手続の運用状況 イ 指名停止措置等の運用状況 (4) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (5) その他 予定価格の事後公表の試行結果について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(1)及び(2) (略) 委員長 西川氏 職務代理者 伊藤氏

(3) 入札・契約に関する報告について

ア 入札及び契約手続の運用状況

Q 事後審査型条件付一般競争入札の工事に関し、落札率について、格付区分がAからBにかけては88%前後、BからCにかけては87%前後、Dについては86%前後となっており、格付区分が高い工事ほど落札率が高くなる傾向があるように思えますが、どのように考えておりますか。

A 例えば土木一式工事について、格付区分がAからDまでである中で、格付が直接落札率に影響するものとは考えておりませんが、格付区分が高い工事ほど、落札率が高い傾向が見られます。また、格付区分がCやDの業者は、格付区分がAやBの業者に比べ、業者数も多いため、業者間の競争が激しく、結果的に落札率が下がっているのではないかと考えられます。

Q 入札参加者が相当数ある中で、最低制限価格未滿による失格が20者以上という案件が相当数ありますが、どのように考えていますか。また、格付区分がDやCの工事において、くじ引きの対象が10者以上、つまり同額での応札が10者以上ある案件が相当数ありますが、このような傾向には理由があるのでしょうか。

A 応札業者の中には、最低制限価格を推測して応札する傾向もある中で、結果的に多数の業者が最低制限価格未滿により失格となることや、同額によるくじ引きになっているのではないかと考えられます。

Q 最低制限価格の設定について、津市は予定価格の80%から90%としており、落札率が88%や87%という落札率が多数見受けられる中で、最低制限価格未滿による失格が多数発生することが相当数あるということは、最低制限価格の設定が高いということでしょうか。

A 先ほどのご質問についても補足を加えてご説明しますと、最低制限価格未滿の入札により失格となった業者がいる中での落札ということは、その落札金額は、最低制限価格と同額か、最低制限価格に近い金額ということになります。最低制限価格の設定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準価格モデルを準用しておりまして、規模が大きい工事、直接工事費が高い工事ほど、最低制限価格の設定が高くなるといった傾向にあります。その傾向が、格付区分が上位ほど、落札率が高くなっているのではないかと考えております。

また、格付区分がDやCの工事において、くじ引きの対象が多いことにつきましては、最低制限価格は、1万円未滿を切り捨てた額とし

ており、設計金額が高額な工事に比べると、安い金額の工事の方が、予定価格を事前公表している中では、最低制限価格に近い金額での応札が多くなり、結果としてくじ引きの対象が多くなっているものと思われる。

また、最低制限価格の設定率が85%以上での設定が多いことにつきましては、中央公契連モデルが度々改正されており、昨年度は、直接工事費の比率が改正され、津市においても中央公契連モデルを準用して改正しておりますので、最低制限価格の設定率も高くなる傾向があるのではないかと分析しております。

○ 例えば、格付区分がDの場合、単純に予定価格に86%を掛けて、1万円未満を切り捨てると、最低制限価格に近い金額が算出されるので、本当に積算が適正になされたうえで競争をしているのかという観点から発言をいたしました。

○ 最低制限価格の設定については、千円未満を切り捨てた額としていた時に、本委員会においても、最低制限価格の設定自体を千円単位の精度まで求めるべきなのかとの議論があり、1万円単位とした経緯がございます。その際にも、「設計金額1億円のうちの1万円単位と、設計金額100万円のうちの1万円単位では、同じ1万円でも重みが違うのではないか」という議論もありました。設計金額に応じて最低制限価格を1万円単位とするのか、千円単位とするのかを考える余地はあるのかなと思っております。

Q 事後審査型条件付一般競争入札の工事において、参加者が1者のみの案件が2件見受けられますが、参加者が1者だけというのはどのような条件のときに起こるのでしょうか。

A 1件は、香良洲漁港物揚場耐震・耐津波対策工事になりますが、市内本店業者のみを対象とすると応札者が限られるため、所在地要件を東海三県内まで範囲を広げて、実績要件を付して発注しております。本工事は、海上作業による地盤改良工事であり、作業船を使用する必要もありますことから、参加業者が少ないであろうことは想定をしておりましたので、所在地要件を広げるなどしたものです。

もう1件の住吉町ほか4町地内道路整備工事については、施工場所が住吉町ほか4町で、施工箇所になると9箇所ということもあり、施工場所が広範囲にわたっていることなども影響したのではないかと考えております。

Q 香良洲漁港物揚場耐震・耐津波対策工事について、参加者が少ないことは想定されていたとのことでしたが、参加者が1者ということまでは想定されていなかったということでしょうか。

A 数者程度が参加されると想定しており、1者のみの参加ということ

までは想定しておりませんでした。工事の適正な履行の確保の観点からは、実績要件を付す必要もあり、参加者が少なくなったのではないかと考えております。

イ 指名停止措置等の運用状況について

Q 工事成績について、格付区分毎のおおむねの平均点はどのくらいになるのでしょうか。

A 概ね75点程度になるものと思われ。なお、工事成績が64点以下となりますと指名停止措置の対象となります。

Q 工事成績不良による指名停止というのは特異な事例となるのでしょうか。

A 委員御指摘のとおり指名停止の事由としては特異なケースであり、本件場合は施工業者が、完成検査時に本来提出されるべき、施工管理や品質管理に関する書類の一部が提出されていなかったということで、減点の対象となりましたが、工事の施工につきましては、工事監督員への施工状況の聞き取りや、検査時における検査課職員における目視及び実測等により、適正に施工されていることが確認されております。なお、検査時に未提出であった書類につきましては、後日提出されたとのこと。

(4) 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(ア) 平成30年度営建整備継第18号

久居駅東口広場シェルター新築工事

Q 本件で、2者が辞退、残りの6者は同額でくじ引きとなっておりますが、この結果についてどのように分析されますか。

A ご質問に対する回答にあたりまして、まずはじめに本市の最低制限価格の算式等について説明させていただきます。本市では最低制限価格の算出方法を公開したうえで、予定価格も事前に公表しております。最低制限価格の算式は中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準価格モデルを準用して算出しており、その算式に基づき計算した結果、予定価格の80%に満たない場合は80%とし、90%を超える場合は90%とし、1万円未満を切り捨てた額としております。こういった情報を公開した上で入札を行っております。

これらの点を踏まえ、本件の最低制限価格につきましては、平成29年6月1日公告分から適用された算式を用いておりますが、中央公契連モデルの見直しに伴い、直接工事費の掛け率が95%から97%に変更になった経緯があり、この見直しに伴い、最低制限価格

自体も上昇し、工事費全体のうち、直接工事費の占める割合が高い工事ほど、最低制限価格を計算した結果が上限の90%に達してしまう傾向がございます。

このような中で入札参加者がそれぞれに積算された結果、本件の最低制限価格は上限である予定価格の90%ではないかと推察し、応札された結果、最低制限価格と同額でのくじ引きになったのではないかと考えております。

なお、本件のように最低制限価格が予定価格の90%となった案件は今年度21件あり、うち19件が最低制限価格と同額でのくじ引きとなっております。

中央公契連モデルを準用している中で、制度上の結果とはいえ、全ての入札者が同額でのくじ引きとなったことは、制度上全く課題がないとは言えないものと考えております。このため、予定価格の事後公表の試行や総合評価の試行を行いながら、入札制度の改善に取り組んで参りたいと考えております。

Q 本件に限って同額での入札になりやすい条件が整っていたということでしょうか。また、現行制度は予定価格の事後公表等の制度により改善できるというご認識でしょうか。

A 本件は直接工事費が高いため、各入札参加者が最低制限価格を予定価格の90%と予想して入札された結果ではないかと考えておりますが、一方、今年度から実施しました予定価格の事後公表の試行案件につきましては、最低制限価格の設定率は予定価格の90%でありましたが、最低制限価格と同額の応札もなく、くじ引きによる決定にもなっておりません。このようなことから、予定価格の事後公表等の取組みを通じて入札制度の改善を図ってまいりたいと思っております。

Q 入札を辞退された業者は、最低制限価格が予定価格の90%となることが予想される中、予定価格の90%の金額では本件の施工がやっ
ていけないと考えて辞退されたのでしょうか。

A 2者の辞退の理由については、提出された辞退届によりますと、1者は配置予定技術者が他工事に従事するためとのことでしたが、もう1者については、見積りの結果とのことでありましたので、委員御指摘の理由による辞退も考えられます。

Q 最低制限価格の算定について、津市が準用している中央公契連モデル自体に問題があるのではないのでしょうか。

A 1者が見積もりの結果との理由で辞退をしておりますが、入札金額が予定価格の90%から100%の間であれば落札できる可能性はある中で、見積もりの結果が予定価格の100%以上となったのか、仮に95%になったものの、他の参加者が90%で入札することが予想

されたので95%で入札しても無駄だと考えて辞退されたのかは分かりかねます。

後者である場合、予定価格の事後公表の試行が意味をなすのではないかと考えます。積算された価格が予定価格の95%であっても、適正に施工できる価格であれば、応札される可能性があるのかなと考えております。このため予定価格の90%で入札しなければ落札できないと考え、辞退されることもある現行制度につきましては、課題があるものと認識しております。

Q 予定価格の事後公表は、発注公告から開札後まで予定価格を公開しないということでしょうか。

A 委員の御認識のとおりです。

※ 本件については、一部今後に検討を要するもののそれ以外はおおむね適正に処理されているものと認める。

(イ) 平成30年度北道維環第3号

住吉町ほか4町地内道路修繕工事

Q 本件は工事箇所が多く、施工能力的に参加数が1者になったのでしょうか。複数の参加者で入札した方が望ましいと思いますが、1者になった経緯について教えてください。

A 本件は住吉町ほか4町で、工事箇所が9箇所あります。施工箇所が点在していることで、1箇所あたりの施工も少なく建設機械を効率的に使えないこと、現場移動が多いことなども考え合わせますと、工事内容の魅力に乏しかったものとも推測されるところです。また、配置技術者の専任配置を求めており、本件の工期が平成31年2月15日と比較的長いため、技術者の専任配置の事情や業者の手持工事の事情により応札者が1者となった可能性も考えられます。

Q 落札率について、参加者が少ないと落札率が高くなる傾向があるのでしょうか。

A 郵便入札なので入札参加者は他の入札参加者がいるかどうかは分からないものの、応札業者が過去の類似工事における入札実績を見て、入札者が比較的少ないことから、今回も他に応札者がいないであろうと推測されたのであれば、そのことが高い落札率に繋がった可能性はあるかもしれません。

※ 本件については、おおむね適正に処理されているものと認める。

(ウ) 平成30年度営ス振第21号

旧津市体育館解体工事

- Q 本件においても入札参加者が16者あり、全て同額での入札によるくじ引きとなっていますが、先ほどの久居駅東口広場シェルター新築工事と同様の理由になるのでしょうか。
- A 本件は入札参加要件を満たす業者数は27者で、そのうち16者が今回参加しておりますが、最低制限価格と同額でのくじ引きとなった理由については先ほどの久居駅東口広場シェルター新築工事の場合と同様の理由によるものと推察しております。
- Q 本件程度の規模の工事の場合、今後、予定価格の事後公表の対象になるのでしょうか。
- A 予定価格の事後公表については、今年度から試行的に実施しておりますが、現在はまだ試行段階のため、今後どのような案件を試行対象とするかについては検討中です。試行案件以外の工事の発注は、原則としまして、予定価格は事前公表としております。
- Q 設計金額が高額の工事に限って、予定価格の事後公表の試行を行う予定なのでしょうか。
- A 設計金額が5千万円以上、1億5千万円未満の建設工事を対象に試行を行う予定です。
- Q 直接工事費の比率が変更されたことにより、最低制限価格の算式を見直したということですが、本件解体工事においても、この見直しによる影響があったということでしょうか。
- A 直接工事費であり、労務費に影響があったものと思われま。直接工事費の比率が95%から97%に上昇しておりますが、内容としましては、材料費や労務費からなりますが、特に労務費の算入率が上昇した影響によるものと考えております。
- Q 解体工事に関しては、労務費より建設機械の経費がかかる印象があるのですが、それでも直接工事費の見直しによる影響はあるのでしょうか。
- A 直接工事費の算入率の内訳としましては、機械経費、労務費、材料費等からなりますので、直接工事費の比率の高い工事については影響があるものと思われま。
- Q 高額な案件において、全者が同額でくじ引きにより決定することが健全であるとは言えないと思います。先ほどから説明がありましたが、業者においても、最低制限価格が予定価格の90%を上限としているので、積算された結果が予定価格の90%以上となっても、予定価格の90%で入札し、くじ引きで決定してもいいという雰囲気になっているのではないのでしょうか。
- 競争性の確保の観点から、よろしくない状況だと思われまし、一般

の感覚からすると、多くの業者が同額で並ぶという状況はおかしいように感じます。

A ご指摘について、真摯に受け止めます。

現行制度上、最低制限価格で入札しないと落札できないことが多いため、どの業者も何とか落札したいという思いで、最低制限価格と同額で入札された結果だと考えております。

とはいえ、工事の品質で勝負できず、結果としてくじ引きで決定する状況について、不満を持たれている部分もあります。この部分を解消していくためには、予定価格の事後公表や総合評価において、受注者の努力を評価する、工事の品質も確保するような制度に向けて、検討していく必要があると感じております。

Q 本件では16の業者によるくじ引きとなっていますが、くじ引きで決まることについて、業者側から不満の声はありませんか。

A 入札制度の中で競争していただいているので、理解はしていただいております。ただ、価格以外の面で自社が他社より秀でている部分、例えば技術力や積算能力を評価してもらえないことについては、不満を感じられている業者もみえます。

○ 将来的にはそういった業者の要望に応えても良いと思います。

Q 現行制度では予定価格から最低制限価格がある程度予想ができ、最低制限価格での入札を誘導してしまうような状態になっているので、業界自体が疲弊してしまわないでしょうか。

A 最低制限価格と同額での入札を望んでいるわけではなく、工事を適切に施工でき、かつ業者の利益が確保できる金額で入札いただければとは思っているのですが、多くの入札参加者がある中、落札しないと仕事ができない状況にもあります。

また、制度上くじ引きになるのは仕方ないが、落札件数の制限等はないのかといった意見もいただいております。

Q 1者が数件落札する状況があるということですか。

A 工事ごとに技術者の専任を求めることによっておのずと落札件数が制限されるものの、工事の発注件数自体が少ないので、落札件数が偏る場合はあります。

Q 先ほどの指名停止の関係で、工事成績評点が悪い場合は、指名停止するとの話がありましたが、工事成績評点が良い場合は、評価しているのでしょうか。例えば、くじ引きとなった際に、工事成績評点が良い業者がくじ引きとなった場合、有利にするといった取扱いなどは検討されていますか。

A 工事成績評点の平均点が良いと、工事の格付の基準となります客観点数に加点されるといったことはありますが、現在の価格競争におい

ては、工事成績を直接評価する仕組みはありません。しかしながら、総合評価の試行を行う際には、工事の成績評定を加点項目とすることはできるかと思しますので、少しでも事業者の努力が報われる入札制度を考えていきたいと思します。

- 他市においては、優良な工事成績だった業者に対し加点する所があったと思しますが、優秀な成績であった場合、その結果を入札制度に反映させ、業者にとってもその評価が反映されるのであれば、工事に対する取り組み方にも良い影響が出てくると思しますので、今後ご検討ください。

※ 本件については、一部今後に検討を要するもののそれ以外はおおむね適正に処理されているものと認める。

(5) その他

予定価格の事後公表の試行結果について

- 入札結果について、良い結果になっていると思します。ただ、今回の試行案件の対象が、建築一式の格付区分がAという積算能力の高いと思われる業者であったので、対象業種や格付区分を広げていくと同様の結果にはならないかもしれないので、試行案件を抽出する際は注意していただきたい。

Q 試行結果を受けて、今後の試行について、どのような方向性で続ける予定ですか。

A 今後は他の業種や他の格付に対象を広げて試行件数を増やしていきたいと考えておりますが、事後公表にあたっては、事業者側から工事費を積算する際の工事積算資料の公表をしてほしいとの意見もありますので、その点についても整理をしていく必要があると思します。

また、併せて職員への働きかけに対する研修も行っていきたいと考えております。

Q 試行案件を増やす予定ですか。

A 今後増やしていきたいと考えています。

条件付一般競争入札

No.1

件名	平成30年度営建整補継第18号 久居駅東口広場シェルター新築工事
落札者	(株)宇戸平工務店
業種(格付)	建築一式 A
施工場所	津市久居新町地内
工期	平成30年9月27日から平成31年4月24日
工事概要	新築 鉄骨造平家建 建築面積720m ² 延面積193m ² ※上記に係る建築工事等 一式
入札方法	条件付一般競争入札
入札日時	平成30年8月7日 午前9時00分
入札参加資格要件	<p>①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>②津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者</p> <p>③要領第4条第2項各号の一に該当しない者</p> <p>④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。</p> <p>⑤津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者</p> <p>⑥建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(建築工事業)を受けている者</p> <p>⑦本市の区域内に本店を有する者</p> <p>⑧建築一式工事に係る格付区分がAの者</p> <p>⑨本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者 (配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)</p> <p>⑩上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。)</p>

予 定 価 格 268,488,000 円
落 札 価 格 241,630,000 円
最低制限価格 241,630,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 90.00 %

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)宇戸平工務店	241,630,000	落札決定(くじ引きによる)
2	(株)ジェイエイ津安芸	241,630,000	
3	三重農林建設(株)	241,630,000	
4	草深林業(株)	241,630,000	
5	(株)ロッシュ	241,630,000	
6	林建設(株)	241,630,000	
7	東海土建(株)	辞退	
8	安濃建設(株)	辞退	
9			
10			

事後審査型条件付一般競争入札

NO.2

公告日	平成30年7月17日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	平成30年度北道維環第3号 住吉町ほか4町地内道路整備工事			
工事場所	津市 住吉町ほか4町	地内		
工事概要	側溝工 381m 集水桝・マンホール工 12箇所 表層 1,134m ²			
工期	契約締結の日から 平成31年2月15日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年8月3日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に関する質問	提出期限	平成30年7月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成30年7月30日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年8月3日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成30年8月8日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	43,205,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

予 定 価 格 43,205,000 円
落 札 価 格 42,700,000 円
最低制限価格 37,910,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 98.83 %

下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(有)前田土木建設	42,700,000	落札決定
2			
3			
4			
5			

事後審査型条件付一般競争入札

NO.3

公告日	平成30年7月2日	工事担当課	営繕課	
工事名	平成30年度営ス振第21号 旧津市体育館解体工事			
工事場所	津市 本町	地内		
工事概要	解体 旧津市体育館 倉庫3 鉄骨造平家建 延面積81m2 鉄筋コンクリート造2階建 延面積4,846m2 外構、構内整備 倉庫1 木造平家建 延面積72m2 ※上記に係る解体工事 一式 倉庫2 鉄骨造平家建 延面積85m2			
工期	契約締結の日から 平成31年2月25日 まで			
発注業種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設計図書の見学	閲覧期間	本公告の日から 平成30年7月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年7月20日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年7月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成30年7月17日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年7月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成30年7月25日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	136,789,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

予 定 価 格 136,789,000 円
 落 札 価 格 123,110,000 円
 最低制限価格 123,110,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 90.00 %

下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)ロッシュ	123,110,000	落札決定(くじ引きによる)
2	(有)丸新建設	123,110,000	
3	(株)ティー・エス・ケー	123,110,000	
4	(株)南山建設	123,110,000	
5	(株)西出	123,110,000	
6	(株)ジェイエイ津安芸	123,110,000	
7	草深林業(株)	123,110,000	
8	河芸建設(株)	123,110,000	
9	中部産業(株)	123,110,000	
10	田中土木(株)	123,110,000	
11	(有)安芸土木	123,110,000	
12	大和建設(株)	123,110,000	
13	(株)藤谷建設	123,110,000	
14	(有)大村建設	123,110,000	
15	吉村工業(株)	123,110,000	
16	安濃建設(株)	123,110,000	
17			
18			
19			
20			